

山梨県公報

第千三百四号

平成十四年

七月十五日

月 曜 日

目次

告示

土地収用事業の認定……………三七五
道路の区域変更(二件)……………三七五

公告

一般競争入札について……………三七六
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保地の見地からの意見……………三七八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………三七八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三八〇

告示

山梨県告示第二百九十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称 境川村
- 二 事業の種類 境川村地域振興交流センター建設事業
- 三 起業地 収用の部分 東八代郡境川村大字石橋字佃地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 境川村役場産業課

山梨県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十四年八月五日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
東山梨郡勝沼町大字上岩崎字埃溜四一八番の六地先から 東山梨郡勝沼町大字上岩崎字埃溜四三五番の一地先まで	一四・〇〇 二一・〇〇	一〇・〇〇 一三・〇〇	五八・五	五八・五

山梨県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十四年八月五日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一三〇番地先から 中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一三三番の一地先まで	一一・八〇 二七・〇〇	一一・八〇 二七・〇〇	五・九〇 三一・〇〇	一〇〇・〇 一〇〇・〇

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 工事項名
山梨県立博物館（仮称）建設工事（以下、「対象工事」という。）
- 2 工事場所
山梨県東八代郡御坂町成田一五〇一の一他
- 3 工事概要
 - (一) 建物用途 博物館
 - (二) 建物規模 建築面積九千七百六十三・一七平方メートル、延べ面積八千七百六十・八九平方メートル
 - (三) 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上二階、塔屋一階建
 - 4 工期
平成十六年五月三十一日まで
 - 5 予定価格
三十二億二千六百六十五万円（消費税及び特別地方消費税の額を含む。）
- 二 一般競争入札の参加資格
任意の三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる条件に該当する者であること。
 - 1 共同企業体の各構成員に係る参加資格
 - (一) 平成十四年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第二百七十一号）に基づき建築一式工事に係る一般競争入札参加資格を有していること。
 - (二) 平成十四年一月一日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の建築一式工事に係る総合評価が、共同企業体の構成員のうち代表構成員にあつては千六百点以上、代表構成員以外の構成員にあつては八百五十点以上の者であること。

- (三) 共同企業体の代表構成員が、平成四年四月一日以後に建築一式工事で次のイから八に掲げる要件をすべて満たすものを元請けとして施工した実績を有すること。ただし、当該建築一式工事を共同企業体の構成員として施工した場合にあつては、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上のときの実績に限る。
 - イ 主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - ロ 延べ面積が五千平方メートル以上であること。
 - ハ 用途が文化施設又は展示施設であること。
 - (四) この公告の日現在、監理技術者資格者証（建築一式工事）を保有し、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、平成四年四月一日以後に監理技術者、主任技術者又は工事実績情報システム（CORINS）に登録されている担当技術者として同種工事（二の一の三）のイから八に掲げる工事をいう。）への施工従事経験がある者一名を対象工事に専任で配置できる企業体であること。なお、工事の施工にあつては、各構成員が各々技術者を配置すること。また、原則として工事完成まで配置予定技術者の変更は、死亡等の県が認める理由の他は認めない。
 - (五) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (六) 入札の日以前六月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
 - (七) 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。
 - (八) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (九) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (十) 契約締結日の一年七月前日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を契約締結時に提示できる者であること。
- 2 共同企業体の参加資格
- (一) 共同企業体の結成は、二の一の条件を満たす者の自由意志に委ねる自主結成方式とする。
 - (二) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

(三) 代表構成員以外の各構成員の出資比率は、二十パーセント以上であること。
(四) 代表構成員及び各構成員は、当該工事に係る入札において、同時に二以上の共同企業体の構成員になることはできないものであること。

三 入札手続等

1 入札説明書等の交付場所

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部
営繕課契約担当 電話〇五五 一二三三 一四〇〇

2 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成十四年七月二十九日(月)までの「山梨県の休日」を定める
条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)
を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場
所において直接交付する。なお、設計図面については、山梨建築設計監理事業協同
組合(山梨県甲府市丸の内一丁目十四番十九号)にて有償配付する。

3 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札
参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出方法

この公告の日から平成十四年七月二十九日(月)までの県の休日を除く午前九時
から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県総務部営繕課契約担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年八月二十七日(火)午前十時三十分 恩賜林記念館(山梨県甲府市丸
の内一丁目五番四号)二階大会議室

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成十四年八月二十六日(月)午後五時までに山梨県総務部営繕課契約担当(郵
便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す
る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金
額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない共同企業体の行った入札、申請書又は資料
に虚偽の記載をした共同企業体の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札
は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた共同企業体であっても、入札

時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった共同企業体の行った入札
は、無効とする。

8 落札者の決定方法

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第
百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によ
っては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認
められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととな
るおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲
内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と
することがある。

四 その他

1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

納付を要する。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を
免除する。

3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保
証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券
による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免
除する。

4 契約書作成の要否

要

5 契約の締結

この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に基づき、山梨県議会において議決
に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得た
ときに契約が成立するものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Subject matter of the contract to be procured
Construction work of the Yamashashi Prefectural Museum(provisional name)

2 Date and Time for tender
10:30AM August 27,2002(The tenders to be mailed must be arrived by 5:00PM August 26,2002)

3 Bureau in charge
Contract Section, Property Maintenance and Construction Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1400

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年八月十五日まで縦覧に供する。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 ハヶ岳小淵沢リゾートアウトレットモール
 - 2 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口四千番
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
 - 2 公告日 平成十四年二月十八日
- 三 意見の概要
 - 1 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - (一) 経路の設定等
- 四 意見を述べた日
平成十四年六月二十八日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年六月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 坂本ハウジング株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中二百十二番地二十八
- 3 代表者の氏名 坂本隆利
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第五九三号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年六月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号または名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社埴原工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市美咲二丁目一番八号
 - 3 代表者の氏名 埴原幸子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第八一九号
- 四 処分の内容 土工工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年六月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年六月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 桂土木工業株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡西桂町小沼二千六十一番地
- 3 代表者の氏名 宮下昌人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第一四四五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年五月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年六月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 渡秀工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田二千三百八十二番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊浩次
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 九)第一七二二号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年五月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年六月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 入倉建築株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡若草町下今井三十六番地一
 - 3 清算人の氏名 入倉澄子

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第一七三八号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年五月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年六月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 内藤組
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町押越千七百番地
 - 3 代表者の氏名 内藤忠善
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第一九五五号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年五月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年七月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年六月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 志村工業
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡中道町上曾根五百八十三番地三
 - 3 代表者の氏名 志村廣之
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第三五二二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る

る一般建設業の許可の取消し
 五 処分の原因となつた事実 平成十四年五月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十四年七月十五日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年六月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 浅川建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡高根町清里千八百七十番地
 - 3 代表者の氏名 浅川七六
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第三九七二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十四年五月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十四年七月十五日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年六月二十四日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社フカヤマ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生二丁目七番十七号
 - 3 代表者の氏名 深山藏之助
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第五七二二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十四年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十四年七月十五日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年六月三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 富士川開発株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡下部町常葉六百六十五番地
 - 3 代表者の氏名 山本和正
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第六五五二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十四年五月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十四年七月十五日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町篠原字古村二二三の二、二二三の三、二二三の四、二二三の五、二二三の六、二二三の七、二二三の八、二二三の九、二二三の一〇、二二三の一、二二六の二、二二三の四、二二三の五、二二三の六、二二三の七、二三四の六及び二三四の一〇
 - 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
水道	
路路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社 保泉商事 代表取締役 小池保

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番